

関西発、弁理士と公認会計士の連携について



日本公認会計士協会常務理事

公認会計士 佐伯 剛

目次

■要約（はじめに）

■バイオサポーターズ三会協議会の立ち上げ

■関西バイオビジネス研究会への展開

■日本弁理士会と日本公認会計士協会の協力合意

■今後の展開（「知的資産経営」での両会の役割り）

■むすび

.....

■要約（はじめに）

平成15年10月に、関西で日本弁理士会近畿支部、日本公認会計士協会近畿会、大阪弁護士会の3会が「バイオサポーターズ三会協議会」を設立し、関西経済活性化に向けてバイオに特化した人的ネットワークとノウハウの蓄積を目的とした活動を開始して4年目に入っています。

この協議会は、その後「関西バイオビジネス研究会」として関西地域の実践ビジネスサポートを手がける母体となり、更に、平成17年6月にプレス発表されました「日本弁理士会と日本公認会計士協会の知的財産関連分野での協力関係の合意」の引き金にもなりました。

以前、パテント2004年Vol.57, No.9の特集「関西は今！」でバイオサポーターズ三会協議会の立ち上げの経緯を、共に活動頂いた弁理士の柴田氏との座談会形式で掲載されましたが、今回は、その後の「関西バイオビジネス研究会」の活動状況、そして、これら関西発の活動を起点として「日本弁理士会と日本公認会計士協会の知的財産関連分野での協力関係の合意」についてお話ししたいと思います。

■バイオサポーターズ三会協議会の立ち上げ

まず、パテント2004年Vol.57, No.9の特集「関西は今！」に掲載されました「バイオサポーターズ三会協議会」の立ち上げの経緯を簡単に説明させて頂きま

す。平成15年当時は、まだ関西経済の先行きが不透明で、関西経済をいかに活性化させるかを手探りする状態が続いておりました。そこで、日本公認会計士協会の地域会である近畿会で、関西経済の「強さ」の一つであるバイオ業種に特化し専門化集団として何かの支援が出来ないかと検討を開始しました。

その結果、我が国で初めての試みでしたが、バイオ技術の目利きが出来る弁理士、財務面でのアドバイスが出来る公認会計士、それに法的側面での弁護士の3士業団体による「バイオサポーターズ三会協議会」を立ち上げ、その趣旨に賛同して頂いた近畿経済産業局・NPO法人近畿バイオインダストリー振興会議（以下、「近畿バイオ」）・日本生物工学会の協力を得て、先ずは3士業専門家を対象とした勉強会を毎年実施することにしました。この勉強会は今年で4回目となりますが、運営の基本方針として、敢えて受講生を各士業10名の合計30名に制限しました。これは、主に文科系の会計士・弁護士へのバイオ基礎知識を理解してもらう狙いがありますが、二次的に人脈作りも兼ねており、多人数の募集を敢えて行わないことにしています。これまでに回を重ねることで約90名の受講生が生まれ、これが次にお話しする「関西バイオビジネス研究会」の母体となりました。

■関西バイオビジネス研究会への展開

3会の目的は関西経済活性化支援ですので、実際に起業意志のあるバイオシーズ研究者への実践的起業の支援が最終成果物となります。ですので、本来なら「バイオサポーターズ三会協議会」で実践支援が出来ればよいのですが、公的団体としての会務活動に制約があり、特に一般会員との利害相反、それにクライアントとの守秘義務・報酬等の問題を解決する必要性がありました。そこで、3会と、当初から協力を頂いた近畿バイオの4団体から各1名の世話人を出し、3会から距

離を置いた「関西バイオビジネス研究会」を平成16年10月に設立することにしました。現在は、事務局を日本公認会計士協会近畿会に置き、オブザーバーとして近畿経済産業局と大阪商工会議所にも参画頂いて運営しており将来はNPO等の組織形態を考えております。

「関西バイオビジネス研究会」の活動ですが、参加者は基本的に「バイオサポーターズ三会協議会」の勉強会履修生とし、ビジネス立ち上げを支援する実際のシーズ事案は近畿バイオに紹介して頂き、その第1号はチッソ株式会社と神戸大学の共同研究が対象となりました。この作業には主に第1期の勉強会履修生約30名が参加し、3土業混成で3チームを編成し各チーム毎にビジネスモデルをシーズ提供者に提供しました。チッソ株式会社は、これらビジネスモデルをタタキ台として検討され、その結果、平成17年7月に本社を神戸大学、出資95%をチッソ株式会社とする「マグナビート(株)」が誕生し、3会の活動で最初の成果が具体的な形となりました。その後、「関西バイオビジネス研究会」では、引き続き第2・第3の具体的シーズを対象にビジネスモデル立案等の実践事例を実施しています。

また、実践事例の蓄積と3会及び社会一般へのフィードバックも「関西バイオビジネス研究会」の重要な役割でありますので、「マグナビート(株)」の事例を平成17年9月の「バイオジャパン2005(横浜)」(日経BP社等主催)で講演し、平成18年3月に大阪でも3会の会員及び一般のバイオ関係者に対し公表する企画を進めています。

上記の関係で3会共同によるバイオビジネス支援を通じた、産官学の一つの仕組みづくりが機能し始めたことで、次に関西発のメッセージを全国に伝えたいと思うきっかけになりました。

■日本弁理士会と日本公認会計士協会の協力合意

この関西発の試みで成果が見えてきたことから、本部レベルで日本弁理士と日本公認会計士協会の協力が出来ないかを検討し始め、平成16年12月から両会で相互協力について協議を具体的に重ねた結果、平成17年6月に両会は知的財産関連分野で相互協力する合意書に調印しプレス発表することになりました。

プレスリリースした内容を簡単に説明させて頂きま

すと、先ず相互協力の目的は、両会が知的財産の評価及び情報開示の領域で交流を図り、知的財産創造立国の実現に向け社会貢献を果すことと表現しました。具体的な合意内容は3つあり、その一つは、人事交流によりお互いの会が行っている調査・研究活動に対し適任者を派遣し、二つに両会が相互会員を対象とした研修会の開催・講師派遣の協力を行い、三つに両会の地域会・支部における協力関係の構築としています。

ここでは紙面の関係で多くを紹介出来ませんが、両会の人事交流の手始めとして、日本公認会計士協会本部の常設委員会である経営研究調査会の中の2つの専門部会に日本弁理士会からオブザーバーをお迎えすることになりました。一つは「知的財産専門部会」で、この部会では昨年10月に経産省が公表した“知的資産経営報告書ガイドライン”の非財務情報の開示について検討進めています(詳細は後述します。)。他の一つは「紛争処理会計専門部会」で、この部会では知的財産損害賠償や職務発明の評価・鑑定のある方を会計士の立場から検討を進めています。各々2部会は毎月1回のペースで作業を進めていますが、知的財産専門家である弁理士のオブザーバー参加は大きな刺激となっています。

また、日本弁理士会ですが、受け入れ窓口は「知的財産価値評価推進センター」となっています。この組織は、平成17年4月に日本弁理士会の附属機関として設立されたとお聞きしており、3つの事業部から構成されて、「第1事業部」は①価値評価基準グループ・②複合権利統括グループ・③マニュアルグループ、「第2事業部」は①市場調査検討グループ・②情報整備グループ、「第3事業部」は①評価人候補者向グループ・②会員向グループとなっています。当面は、「第1事業部」へ日本公認会計士協会からオブザーバー派遣することになりました。

次に、地域会と支部の協力関係についても動きが始まっており、既に関西では「関西バイオビジネス研究会」が実績を積み上げていますが、他に、日本公認会計士協会の地域会である東海会と、日本弁理士会の東海支部とが正式に定期的なミーティングを開始し、更に日本公認会計士協会本部の「紛争処理会計専門部会」から講師を派遣する等の交流が企画されています。

このように、両会の本部レベルでの交流は始まったばかりで、お互いの組織・業界・文化等が良く理解出

来ておらず手探り状態ですが、関西発で4年前に開始した「バイオサポーターズ三会協議会」の動きが、本部を巻き込み知的財産全般で両会の情報・人材の交流が開始したことは有意義だと思いますし、そのシナジーを期待したいと思います。

■今後の展開（「知的資産経営」での両会の役割り）

最後に、公認会計士の立場から「知的財産」と「知的資産」について、弁理士と公認会計士の役割りとその可能性についてお話しさせて頂きたいと思います。

「知的財産」は、一般に知的財産政策として創造・保護・活用のサイクルとして議論されますが、多くは権利（知的財産権）の付与や、違法に使用された場合の対抗措置に力点が置かれているように思えます。ところが、最近、企業の資金調達に関して「知的資産」の議論が盛んに行われるようになってきました。

そこで、経産省が平成17年10月に公表した「知的資産経営の開示ガイドライン」を参考として「知的資産」について解説したいと思います。このガイドラインで「知的資産」は、知的経済下における企業の超過収益力あるいは企業価値を生み出す源泉として定義されます。具体的には、人材・技術・組織力・顧客とのネットワーク・ブランド等の目に見えない資産と捉えます。

従来、企業価値は財務諸表（財務情報）として表現され、投資家及び株主に対し法律（商法・証券取引法）によって強制的な制度として公表されてきました。ところが、最近では投資家及び株主以外のステークホルダー（企業を取り巻く利害関係者）の存在が大きくなり、例えば債権者・従業員・行政当局・自治体・消費者等々を抜きにして企業活動は出来ないとする考え方が主流となりつつあります。更に、従来、企業は短期利益を追求することが企業価値に直結すると考えられてきたのが、持続可能な利益を追求することが最適な企業モデルと看做されるようになってきました。

これらの「企業価値の評価」が質的に変化したことを受けて、財務情報に先ほどの「知的資産」を加えた「非財務情報」を如何に開示すべきかの議論がグローバルに展開されています。さらに、これら企業情報を利用する側（ステークホルダー）からも議論が進められ、最近では「CSR（企業の社会的責任）」や「知的資産」

の任意の情報開示の動きが活発化してきています。このような背景を受け、経産省は昨年10月に「知的資産経営の開示ガイドライン」を公表し、先ほどお話ししました、日本弁理士会からオブザーバー派遣を受けている日本公認会計士協会の「知的財産専門部会」でこのガイドラインについて検討を行っています。

この「知的資産経営の開示ガイドライン」では、具体的な35の開示指標を例示しており、これらは7つの属性でグルーピングされますが、その内、“知識の創造”グループとして、次の指標を挙げています。

- ・売上高対研究開発費（または能力開発費）
- ・外部委託研究開発費比率
- ・知的財産の保有件数、賞味期限（経済的に意味のある期間）
- ・新陳代謝率（従業員平均年齢とその前年比）
- ・新製品比率

ご興味があれば、経産省・経済産業政策局・知的財産政策室のホームページでご覧頂ければと思います。

■むすび

弁理士と公認会計士の両会の活動を、関西地域、及び本部レベルで報告させて頂き、加えて最近の動向として「知的資産」が注目されている状況を説明させて頂きました。我々専門家はクライアントのニーズによりサービスの品質が問われます。「知的資産」の議論に見るように、非財務情報を社会が要求しはじめており、これは端的に言えば経済活動での将来のキャッシュフローに関する「目利き」に強い関心を示しています。「知的財産」の評価においてもDCF（ディスカウント・キャッシュフロー）が一つの手法として定説となりつつあります。又、「知的財産」を活用した資金調達や、起業家へのビジネス支援においても、弁理士と公認会計士が職業専門家として連携することは、社会一般から見ると極めて当然の流れと捉えられる時代になりつつあります。

関西で始まった「バイオサポーターズ三会協議会」が、日本弁理士会と日本公認会計士協会の両会協力合意に繋がったことをお話ししましたが、今後とも両会の協力・交流の裾野が広がり、知的財産立国に向けた社会貢献が果せるよう願っております。

（原稿受領 2006.1.10）